

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成三十年二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける土地	
		所 在	面積(㎡)
合同会社三良坂フロマージュ	三次市三良坂町仁賀一六一七番地一	三次市三良坂町仁賀字宮沖一六二七番一ほか二筆	七、三九四
株式会社ライスファーム藤原	三次市三良坂町田利三四一番地二	三次市三良坂町田利字原ノ前七九番ほか四筆	一一、三七六
株式会社雄飛会	安芸高田市高宮町羽佐竹一一四一番地	安芸高田市高宮町船木字北下用地四四三二番一ほか八筆	一三、五二〇
山本 英次	安芸高田市向原町坂六五一九番地二	安芸高田市向原町坂字松ノ木三五九六番ほか三筆	三、六六六
株式会社ハラダファーム本多	安芸高田市高宮町原田一六七九番地	安芸高田市高宮町房後字新開一三五六番一ほか二二筆	二六、五二一
角田 英二	安芸高田市美土里町北一二七番地	安芸高田市美土里町北字市三五二番一ほか九筆	一九、〇八三
農事組合法人ほととぎす	安芸高田市美土里町横田三七二九番地	安芸高田市美土里町横田字清水迫二六二二番ほか七筆	一一、〇八五
岩崎 猛	安芸高田市高宮町来女木二〇〇三番地	安芸高田市高宮町来女木字後迫二〇三六番三	一、三四六
上田 義之	安芸高田市高宮町房後五九九番地	安芸高田市高宮町房後字大坪三九五番二ほか一八筆	二四、八五七
角保 雅史	安芸高田市高宮町房後二四番地	安芸高田市高宮町房後字坪屋二五七番一ほか一筆	五、四二五
株式会社トペコおぼら	安芸高田市甲田町上小原一三一五番地	安芸高田市甲田町上小原字栗屋迫一四四五番ほか三筆	四、二四九
農事組合法人原田の郷	安芸高田市高宮町原田二一〇九番地	安芸高田市高宮町原田字桜ケ段三五六二番	一、七九一
有限会社重永農産	世羅郡世羅町大字重永一三〇八番地	世羅郡世羅町大字重永字笑迫三〇八番一ほか五筆	六、一五五
和田 廣司	世羅郡世羅町大字青水一一三五番地	世羅郡世羅町大字津口字仁井原一五八番一ほか一筆	一、五四七
有限会社こめ奉行	世羅郡世羅町大字下津田一二四九番	世羅郡世羅町大字上津田字森広一八三〇番六ほか四筆	一八、八三七

農事組合法人かみだに農園	世羅郡世羅町大字赤屋一五六番地二	世羅郡世羅町大字赤屋字長者ケ原二一番	一、九三六
農事組合法人世羅幸水農園	○ 世羅郡世羅町大字本郷三六五番地二	世羅郡世羅町大字安田字ヒルガソウ一〇六〇七番一七ほか一筆	一、九八三

二 縦覧場所

広島県農林水産局就農支援課

三 縦覧期間

平成三十年二月八日から平成三十年二月二十二日まで